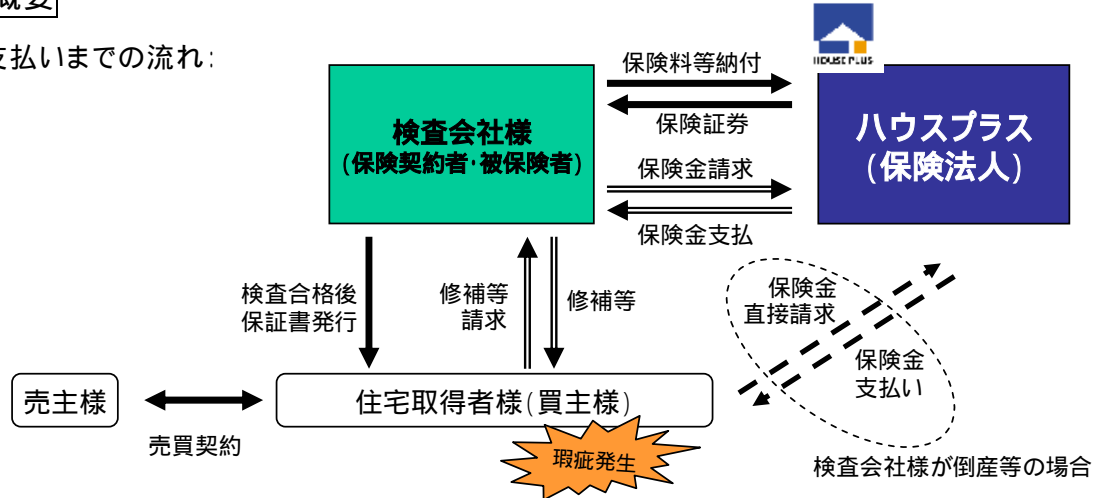


「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」の認可取得について

弊社は、宅建業様以外が既存住宅を販売する際に対応した「既存住宅個人間売買瑕疵保証責任保険」について国土交通大臣より認可を取得しましたので、概要等以下ご案内いたします。

1. 商品の概要

(1)保険金お支払いまでの流れ:



(2)保険契約者・被保険者:

検査会社様

(3)保険の範囲:

対象住宅が構造耐力上主要な部分等の基本的な「耐力性能」または「防水性能」を満たさない場合、検査会社様が買主様の損害に対して履行する保証責任について当社は保険金をお支払いします。

(4)保険期間:

引渡日から5年間

(5)縮小てん補割合・免責金額等:

(補修費用または損害賠償金 - 免責金額 < 10万円 >) × 縮小てん補割合 < 95% >

(6)保険金総支払限度額:

1対象住宅につき保険期間を通じて1,000万円

(7)引受対象:人の居住の用に供したことがある住宅であって以下 と の両方を満たす住宅

「木造の住宅」もしくは「1住棟の延床面積が500㎡未満のRC造、SRC造、鉄骨造の住宅」  
昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた住宅（昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた住宅で新耐震基準に適合することが確認できる住宅を含む）

2. 検査会社登録、その他手続等

- ・検査会社様は、あらかじめ検査会社登録(当社所定の審査があります)が必要です。
- ・検査会社様の検査または改修等工事実施前に保険申込みが必要です。
- ・検査会社登録方法、その他詳細は当社までお問い合わせください。

<<お問い合わせ先>>      ハウスプラス住宅保証株式会社   営業企画部   03-5962-3800